

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

相続税・贈与税の納税義務者と課税範囲

Q 亡くなった方（被相続人といいます）が外国人の場合、もしくは相続人が外国人の場合、相続税はかかるのでしょうか？また、海外に資産がある場合でも、日本で相続税がかかる財産として申告の対象となるのでしょうか？

解説

相続税・贈与税の納税義務は、相続人・受贈者の状況によって、課税関係が異なります。まとめると、下記のようになります。（平成29年4月1日以後の相続・贈与から適用）

1. 相続税と贈与税の納税義務者と課税範囲

太枠 …… 改正前において国内・国外財産に課税

■ …… 国内・国外財産に課税（変更なし）

■ …… 国内・国外財産に課税（改正前：国内財産のみに課税）

■ …… 国内財産のみに課税（改正前：国内・国外財産に課税）

被相続人 贈与者		相続人 受贈者	
		国内に居住	国外に居住
国内に居住	在留資格(※1)による 一時的滞在(※2)	日本国籍あり	日本国籍なし
		10年(現行:5年)以内に 国内に住所あり	10年(現行:5年)を 超えて国内に住所なし
	10年(現行:5年)以内に 国内に住所あり	上記以外	国内財産のみに課税

被相続人が日本国籍を有しない者であって、一時的滞在(※2)をしていたものを除く

(※1) 出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格(外国の大使、高度人材、プロスポーツ選手などが対象)

(※2) 国内に住所を有している期間が相続開始前15年以内で合計10年以下の滞在をいう

2. 被相続人が外国籍である場合の準拠法の適用

日本に居住していた被相続人が外国人(日本国籍を有していない者)である場合、**その亡くなった外国人の本国法によるのが原則**です。したがって、**法定相続人の範囲や順位、相続分の遺産の承継方法など**、すべてその国の法律に従って処理します。

要するに…

今回の改正で国外に住所を5年間変更して我慢すれば、相続税・贈与税が一部回避できるという節税策にふたがされました。また、日本における一時的な滞在でも課税対象となっていたものが見直され、**高度外国人材の一時的な受入の促進**になることが期待されています。